

【附帯決議】二、1(抄) 全ての労働者派遣事業を許可制とするに当たっては、派遣業界全体の健全化、派遣労働者の実効性ある保護につながるような許可基準に見直すこと。

- ① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。
- ② 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

○ 派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること

【建議】Ⅱ 7 派遣労働者のキャリアアップ措置について
【附帯決議】六、キャリアアップ措置について

○ 教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること

【附帯決議】八、その他

【国会審議における政府答弁】9月1日参議院厚生労働委員会 塩崎厚生労働大臣

○ 無期雇用派遣労働者について、労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。また、有期雇用派遣労働者について、労働者派遣契約終了時に労働契約が継続しているときは、当該労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。

【附帯決議】三、期間制限について

【国会審議における政府答弁】8月27日参議院厚生労働委員会 塩崎厚生労働大臣

○ 雇用契約期間内に派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があること

○ 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること

【附帯決議】八、その他

○ 雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行ったことを労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。

【附帯決議】四、雇用安定措置について

③ 個人情報等を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

④ 事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること

- ・ 資産の総額から負債の総額を控除した額が「2,000万円×事業所数」以上、現預金「1,500万円×事業所数」以上であること
- ・ 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること 等

【建議】Ⅱ 2 特定労働者派遣事業について

【附帯決議】二、労働者派遣事業について

○ 小規模派遣元事業主については資産要件を軽減(暫定的な配慮措置)

- ・ 常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主(基準資産額:1,000万円、現預金額:800万円)(当分の間)
- ・ 常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主(基準資産額:500万円、現預金額:400万円)(施行後3年間)

許可条件

(注)下線は、今回の改正で新たに許可条件に加えるもの

- ① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- ② 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- ③ 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
- ④ 無期雇用派遣労働者について、労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇しないこと。また、有期雇用派遣労働者について、労働者派遣契約終了時に労働契約が継続しているときは当該労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇しないこと。

【附帯決議】 三、期間制限について
【国会審議における政府答弁】8月27日参議院厚生労働委員会 塩崎厚生労働大臣
- ⑤ 労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと。
- ⑥ また、労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあっては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要、派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。